

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年6月4日（土） 09時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市 <sup>みょうじょうのはな</sup> 明星ノ鼻南西岸 佐世保市所在の針尾港北防波堤灯台から真方位236° 450m付近 （概位 北緯33° 03.0′ 東経129° 45.8′）
事故調査の経過	平成23年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ゆうりん丸、1.4トン 292-39455長崎、個人所有 7.32m (Lr) × 1.75m × 0.43m、FRP ディーゼル機関、52.00kW、平成7年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 34歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年5月6日 免許証交付日 平成23年5月10日 （平成28年5月9日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	推進器翼及び舵等に曲損、船尾船底に破口
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、長崎県西海市所在の大島大橋付近で釣りを行ったのち、平成23年6月4日09時00分ごろ、釣り場を移動するため、佐世保市と西海市間の <sup>はりお</sup> 針尾瀬戸経由で大村湾に向かった。</p> <p>本船は、針尾瀬戸のほぼ中央を同瀬戸に沿い、東南東に流れる潮流に乗って約21ノット（kn）の対地速力で手動操舵により航行していたが、針尾瀬戸に架かる西海橋を通過後、船長が針尾瀬戸南口の <sup>うおつりざき</sup> 魚釣崎寄りに右転しようとしたものの、右舷後方からの潮流により、対岸の明星ノ鼻に向かって圧流され始めた。</p> <p>船長は、陸岸が接近したことから右舵一杯を取ったが、本船は、回頭できずに陸岸へ接近し、09時30分ごろ明星ノ鼻南西岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で本船の右舷側に落水し、同乗者に救助されたが、落水した際、右上腕及び右下腿に打撲傷を負った。</p> <p>本船は、船尾船底の破口から機関室に浸水したため、118番通報し、来援した巡視艇に引き下ろされて佐世保市針尾漁港までえい航された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：潮汐 満潮時

	潮流 西海橋付近から針尾瀬戸南口にかけて約5.4knの上げ潮流 (最強時が09時16分)	
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.9mであった。</p> <p>船長は、操縦免許を本事故の1か月前に取得しており、本事故発生海域の航行は1度経験していたが、潮流が最強時間帯の航行は初めてだった。</p> <p>船長は、針尾瀬戸の潮流の影響について、特に気にせず、特徴などを調べたことがなく、本事故当時、針尾瀬戸に入ってから潮流が速いことに気付いたが、何とか操縦できるだろうと思って航行を続けた。</p> <p>本船には、同乗者A及び同乗者Bが同乗していたが、同乗者Aは、後部デッキで睡眠を取っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、上げ潮流の最強時ごろ針尾瀬戸を南東進中、西海橋を通過後、同瀬戸南口の魚釣埼寄りに右転しようとした際、潮流により対岸の明星ノ鼻に向かって圧流されたことから明星ノ鼻南岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、針尾瀬戸の潮流についての認識がなく、同瀬戸に入ってから、潮流が速いことに気付いたものの、本船の操縦ができると思って航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、上げ潮流の最強時ごろ針尾瀬戸を南東進中、西海橋を通過後、同瀬戸南口の魚釣埼寄りに右転しようとした際、潮流により対岸の明星ノ鼻に向かって圧流されたため、明星ノ鼻南岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・針尾瀬戸は、潮流が速いことから、航行前に潮流の調査を行い、強潮時の操船に不慣れな場合は、憩流時に通航すること。</li> </ul>	